

虐待防止のための指針

Million Kids

令和 8 年 4 月 1 日制定

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

Million Kids では、児童虐待防止法及び障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を重視し、人権の擁護および虐待の防止に取り組みます。

利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見のための措置を定め、すべての職員が本指針を理解し遵守することで、安心・安全な支援の提供に努めます。

また、施設内における虐待を防止するため、職員への研修を実施します。

2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待の発生防止に努めるため、「虐待防止委員会」を設置します。

(2) 構成

- 統括責任者：事業責任者
- 虐待防止担当者：管理者兼児童発達支援管理責任者
- 委員：支援員等

委員会は担当者が招集し、年1回以上開催します。

(3) 協議事項

委員会では、以下の事項について検討します。

- 虐待防止のための指針やマニュアルの整備
- 職員研修の内容および計画
- 虐待に関する相談・報告体制の整備
- 虐待発生時の原因分析と再発防止策
- 再発防止策の評価

(4) 責務

統括責任者は、虐待防止に関する責任者として次の役割を担います。

- 虐待防止の方針の周知
- 職員研修の実施
- 日常的な虐待防止の取り組みの推進
- 虐待の早期発見

3 虐待防止のための職員研修

職員に対し、虐待防止に関する基礎知識の習得および意識向上を目的とした研修を実施します。

研修内容

- 虐待防止法の基本的理解
- 虐待の種類と発生要因
- 虐待を防ぐ支援の在り方
- 発生時の対応方法

実施方法

- ① 定期研修：年1回以上
- ② 新任職員研修：採用時に実施
- ③ 必要に応じた外部研修への参加

4 施設内で発生した虐待の報告体制

職員が虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに虐待防止担当者へ報告します。担当者が当事者である場合は、統括責任者へ直接報告します。

報告後の対応

担当者は、

- 相談者の権利を保護しながら事実確認を行う
- 関係者からの聞き取りを実施する
- 経緯を時系列で整理する

事実確認の結果、虐待が認められた場合は、

- 改善指導
- 就業規則に基づく処分
- 必要に応じた外部機関への相談

を行います。

また、委員会において原因分析と再発防止策を検討し、職員へ周知します。

必要に応じて市町村へ報告を行います。

5 虐待発生時の対応

虐待が発生した場合は、

- 速やかに市町村へ報告
- 利用者の安全確保
- 原因の除去
- 再発防止策の実施

を行います。

虐待を行った者が職員であった場合は、役職に関わらず厳正に対処します。

緊急性の高い場合は、市町村や警察等と連携し、利用者の生命と権利の保護を最優先とします。

6 利用者等への指針の閲覧

本指針は、利用者および保護者が確認できるよう、

- 事業所内への掲示
- ホームページへの掲載

により公表します。

7 虐待防止の推進に向けた基本姿勢

虐待のない支援を実現するため、職員全体で以下の点を共有します。

- ① 利用者の尊厳を損なう関わりをしていないか
- ② 支援の中で不適切な言動がないか
- ③ 忙しさや人手不足を理由に対応が粗雑になっていないか

常に利用者の最善の利益を第一に考えた支援を行います。

附則 この指針は、令和8年4月1日より施行します。